

## <口座振替受付サービス取扱いに関する規約（インターネット方式）>

加盟店は株式会社日本決済情報センター（以下「当社」といいます）が提供する「口座振替受付サービス（インターネット方式）」を以下に定める各条項に従い利用することに同意するものとします。

### 第1条（目的）

加盟店は、当社が別途定める口座振替受付サービス（インターネット方式）取扱細則（以下「取扱細則」といいます）および仕様書（以下「仕様書」といいます）に従い、加盟店のサービスを利用する顧客（以下「加盟店顧客」といいます）がインターネットを通じ、当社が提携する集金代行会社（以下「集金代行会社」といいます）と提携関係にある金融機関（以下「提携金融機関」といいます）への口座振替契約申込を行うことのできるサービス（以下「本サービス」といいます）の利用を当社に申込み、当社は加盟店本規約を遵守することを前提として本サービスを加盟店に利用させるものとします。なお、集金代行会社は、提携金融機関への口座振替契約申込データの送信業務および口座振替契約申込結果の受信業務を株式会社エヌ・ティ・ティデータ（以下「NTTデータ」といいます）に委託するものとします。

### 第2条（遵守事項）

1. 加盟店は、本サービスの取扱いにあたっては、本契約、取扱細則、仕様書、その他当社が指定した事項を遵守するものとします。
2. 提携金融機関が、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます）が定める日本マルチペイメントネットワーク運営機構収納機関規約（収納企業編）（以下「MPN規約」といいます）第6条に基づき本サービスを提供している場合には、加盟店は当社の委託者として規約第6条および運営機構の定める本サービス運用ガイドラインを正しく理解し、その義務を履行するものとします。
3. 加盟店は、本サービスの利用に際し、加盟店顧客の保護の観点から以下の対応および措置を講じるものとします。
  - (1) 加盟店顧客との契約上のトラブル、システム障害によるトラブル等、予想されるトラブルにつき、一方的に加盟店顧客が不利にならないよう取り計らうこと。
  - (2) 加盟店顧客から当社に口座振替契約申込結果について苦情・照会等の申出があり、当社から加盟店の担当部署に報告した場合には、加盟店は責任を持って対処すること。当社が提携金融機関およびNTTデータから加盟店顧客の苦情・照会等の申出の報告を受け、その旨を加盟店に報告したときも同様とし、加盟店は責任をもって対処すること。
  - (3) その他、加盟店顧客との商取引が円満に終了するよう最大限努力し、加盟店顧客に対して十分な誠意を持って対応すること。
4. 加盟店は、加盟店顧客の口座振替契約申込に関する一切の折衝を行うものとします。
5. 当社は、加盟店または加盟店顧客から本サービスの利用に関し、提携金融機関への苦情・照会等の申出があったときは、提携金融機関の担当部署に報告するものとし、解決にあたって加盟店と当社は互いに協力するものとします。
6. 加盟店は、本契約に係わる取引以外の目的で、本サービスのシステムにアクセスしないものとします。

### 第3条（口座振替受付事務の範囲）

1. 加盟店は、加盟店顧客から提携金融機関への口座振替契約申込に際して、本サービスを利用できるものとします。
2. 本サービス利用については、以下の手順に従うものとします。
  - （1）加盟店および当社は、それぞれが提供するウェブサイトを相互に連携させるものとします。
  - （2）加盟店は、加盟店のウェブサイトで加盟店顧客から口座振替契約申込を受け付け、仕様書に定められた口座振替契約依頼情報を当社に送信するものとします。
  - （3）当社は、提携金融機関の選択および提携金融機関所定の必要事項入力画面を加盟店顧客に表示し、口座振替契約依頼情報と加盟店顧客が入力した情報より口座振替契約申込データを作成し、提携金融機関に送信するものとします。
  - （4）口座振替契約申込データを受付けた提携金融機関は、加盟店顧客のパソコン等の画面に本サービス専用の受付画面を表示するものとします。
  - （5）加盟店顧客は、当該受付画面で提携金融機関所定の手続きを行い、この終了をもって加盟店顧客と提携金融機関との間の口座振替契約が成立するものとします。
  - （6）第5号の手続き終了後に、加盟店顧客が受付画面で提携金融機関所定の操作を行った場合には、提携金融機関は口座振替契約申込結果を当社に送信するものとします。
  - （7）第6号にかかわらず、提携金融機関は以下に該当した場合には口座振替契約申込結果を当社に送信しないものとします。
    - ① 加盟店顧客が第6号の操作を行わなかった場合
    - ② 通信機器・回線・コンピュータ等の障害または回線の不通が生じた場合
  - （8）当社は、提携金融機関から受領した口座振替契約申込結果を加盟店に通知するものとし、加盟店は、当社が提供するウェブサイトアクセスしてこの通知を取得するものとします。
3. 本サービスを実行するために必要となるシステム等の構築等は、全て加盟店の責任と負担において行うものとします。各種の通信費用も同様とします。

### 第4条（安全化措置）

1. 加盟店および当社は、加盟店顧客の個人情報を含む一切の情報を第三者に漏洩しないために、それぞれの責任と負担において安全化措置をあらかじめ講じるものとします。
2. 情報の漏洩等により加盟店および加盟店顧客に損害が生じた場合、当社の責に帰すべき場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第5条（広告物の作成）

1. 加盟店は、インターネット上の広告、その他の広告（以下「広告」と総称します）の実施にあたっては、全て加盟店の責任において行うものとします。なお、加盟店は、当社より広告の修正または中止等の要請を受けたときは、速やかに対処するものとします。
2. 加盟店は、広告の制作にあたり特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類および不当表示防止法、著作権法、商標法、その他の法令の定めおよび各種ガイドライン等を遵守するものとします。

### 第6条（標識等の表示または掲載）

加盟店は、当社が定める所定の標識等（商標法第2条第1項に定める標章、その他の自他を識別するために使用する図形、文字等をいいます。以下同じ）を、本サービス利用の目的以外に使用してはならないものとします。なお、NTTデータおよび提携金融機関の標識等については、本サービス利用の目的であっても使用してはならないものとします。

#### 第7条（取扱禁止商品および禁止行為）

加盟店は、以下のいずれかに該当する商品の販売または提供、および行為を行ってはならないものとします。

##### （1） 取扱禁止商品

- ① 法令に反するものまたは公序良俗に反するもの
- ② 犯罪行為を誘発するおそれのあるもの
- ③ 生命または身体に危険を生じさせるおそれのあるもの
- ④ わいせつ性、暴力性または残虐性のあるもの
- ⑤ 有害プログラムを含んだもの
- ⑥ 機能または品質に瑕疵のあるもの
- ⑦ 他人の知的財産権、名誉またはプライバシーを侵害するもの
- ⑧ その他、法的に保護される他人の権利を侵害するもの
- ⑨ その他、当社が不相当と認めたもの

##### （2） 禁止行為

- ① 事業上必要な認可の取得または遵守すべき法令、通達等の履行を怠る行為
- ② 本項第1号のいずれかに該当する行為の行われるサイトにリンクを張る行為
- ③ 加盟店顧客に対する債務不履行
- ④ 当社の承認を得ていない商品を取扱う行為
- ⑤ コンプライアンスに反する行為
- ⑥ その他、当社が不相当と認めた行為

#### 第8条（費用の分担）

本サービスに関する当社とNTTデータとの間および当社と提携金融機関との間における費用は当社の負担とし、その他、費用は加盟店の負担とします。

#### 第9条（手数料等）

1. 加盟店は当社に対して当社所定の「JSIC 加盟店申込書」及び「加盟店審査申込みフォーム」（以下、加盟店申込書といいます）記載による初期費用、事務取扱手数料（月額基本料、振替手数料、振込み手数料）および、その他、諸費用等、ならびにこれらに課せられる消費税相当額（以下「手数料等」といいます）を支払うものとします。
2. 加盟店は前項の手数料等を当社からの請求に基づき振込により支払うものとします。なお、預金口座振替による代金回収事務代行サービスにより、回収代金から差引く方法により支払うことに合意している場合には預金口座振替による代金回収事務代行サービスにおいて合意した方法により支払うものとします。ただし、回収代金が前項の手数料等の額に満たないときは、加盟店は当社から請求があり

次第、当該不足額を直ちに支払うものとします。また当社は次回以降に加盟店に支払うべき回収代金から、当該不足額を差引くことが出来るものとします。

3. 当社の負担する提携金融機関の手数料等の引き上げおよび諸経費の値上がり等、その他、相当な事由があるときは、加盟店当社協議のうえ、第1項の手数料等を改定することができるものとします。また法令の制定または改正により、消費税の変更があり、あるいはその他の税金が課せられた場合には手数料等の額は当然に変更されるものとします。

#### 第10条（免責）

1. 当社は、提携金融機関および運営機構の責めに帰すべき事由（これらの法的破綻および事実上の破綻を含みますが、これらに限らない）により、加盟店に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
2. 当社は、提携金融機関との契約の維持およびサービスの提供の維持に努めるものとするが、その変更・停止については責任を負わないものとします。
3. 加盟店顧客の通信機器の不良等により加盟店、その他の第三者に損害が生じた場合には、加盟店とその他の第三者の間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 加盟店の責に帰すべき事由により、加盟店顧客、その他の第三者に損害が生じた場合には、加盟店がその責任と負担において処理するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、次の場合には、本サービスを停止・中止することがあります。かかる停止・中止により加盟店および加盟店顧客または加盟店顧客が損害を被ったときも、当社は一切責任を負わないものとします。
  - （1） 運営機構のシステム、提携金融機関のシステム、NTTデータのシステムまたは当社のシステムの保守を定期的にはまたは緊急に行う必要がある場合。
  - （2） 天災、火災、騒乱、停電、機器・回線等の混雑・故障、その他の事由により、本サービスの運営維持が困難になった場合。
  - （3） 本サービスに関して紛争が発生し、本サービスの運営維持が困難となった場合。
  - （4） その他、当社が必要と判断した場合。
6. 加盟店顧客名義の預金口座への口座振替契約申込は加盟店顧客本人に行わしめるものとし、加盟店は加盟店顧客の申し込みに先立ち、この旨を加盟店顧客に確認するものとします。提携金融機関が所定の手続きを行い、口座振替契約が成立したときは、加盟店顧客本人からの申込にもとづく契約とみなすものとします。暗証番号にかかる不正使用、その他の事由により当該加盟店顧客ないし、預金名義人等との間で紛議が生じた場合、全て、加盟店の責任と負担において解決するものとし、当社は一切の責任を負わず、万一、当社に損害が生じた場合は加盟店が補填するものとします。
7. 当社は、加盟店と加盟店顧客との間の紛争については、一切の責めを負わないものとします。加盟店はかかる紛争について、全て自身の責任と負担において解決するものとし、当社がこれにより損害を被ったときは、直ちに当該損害を賠償するものとします。

#### 第11条（損害賠償）

1. 加盟店は、本契約に違反し、または本サービスを利用した取引で加盟店の責に帰すべき事由により、当社、NTTデータ、提携金融機関に損害を与えた場合には、当該損害を賠償するものとします。
2. 加盟店が当社に対する金員の支払を遅滞したときは、支払うべき金員に対して年14.6%（年365日日

割り計算)の遅延損害金を付加して支払うものとします。

#### 第12条 (営業秘密等の守秘義務等)

1. 加盟店は、本契約の履行上知り得た当社、運営機構、提携金融機関、N T Tデータの技術上、または営業上のその他の秘密 (以下「営業秘密等」といいます) を本契約に定める目的以外に利用しないものとします。
2. 加盟店は、営業秘密等を第三者に漏洩してはならないものとし、営業秘密等が滅失、毀損または漏洩等することがないように必要な措置を講ずるものとします。
3. 加盟店は、営業秘密等とその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合には、当社の指示により返却または廃棄するものとします。
4. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

#### 第13条 (顧客情報の守秘義務等)

加盟店および当社は、本契約における業務の履行に関し知り得た加盟店顧客に関する一切の情報については、本契約の有効期間中のみならず終了後においても、他に漏らさぬよう万全の措置をとるものとします。ただし、法令に基づき開示する場合、弁護士、税理士若しくは公認会計士 (親会社または関係会社が依頼した者を含みます) に開示する場合、裁判所、監督官庁、その他の公的機関からの要求に基づき開示する場合は、この限りではないものとします。

#### 第14条 (調査等の協力)

当社は、本契約に定める事項について、加盟店に対して調査の協力を求めることができるものとし、加盟店および加盟店顧客はその求めに速やかに応じるものとします。

#### 第15条 (当社の第三者委託)

当社は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を自己の責任において第三者に委託できるものとします。

#### 第16条 (有効期限)

1. 本契約の有効期間は本契約締結の日より1年間とします。ただし、契約期間満了3ヶ月前までに加盟店当社のいずれも相手方に対し異議を申し出ないときは、更に同一条件をもって1年間延長されるものとし、その後も同様とします。適法に異議申出があった場合は、期間満了により本契約は終了するものとします。
2. 第17条および前項の定めにかかわらず、預金口座振替による代金回収事務代行サービスに伴う契約が終了した場合 (終了の事由の如何を問いません) には、本契約も当然に終了するものとします。
3. 本条第1項にかかわらず、収金代行会社と特定の提携金融機関との本サービスに関する契約が終了したときは当該提携金融機関についての本契約は終了するものとします。
4. 本条第1項にかかわらず、当社と収金代行会社または集金代行会社とN T Tデータとの本サービスに関する委託契約が終了したとき、または集金代行会社と全ての提携金融機関との本サービスに関する契約が終了したときは、本契約は当然に終了するものとします。

#### 第 17 条 (契約解除)

加盟店または当社は、書面により 3 ヶ月前までに契約終了の日（以下「解約日」といいます）を定めて相手方に通知することにより、いつでも契約を解除することができるものとします。この場合、本契約は解約日をもって終了するものとします。本契約解除申出書面に解約日が定められていない場合には、本書面到達の日から 3 ヶ月を経過した日を解約日とします。

#### 第 18 条 (契約解除または有効期間終了後の義務)

第 16 条乃至第 17 条により本契約が終了したときは、加盟店は加盟店顧客へ本サービスを利用させないようにするものとします。また、加盟店の本契約に基づく当社に対する未履行の債務がある場合には、加盟店は直ちに債務を履行するものとします。

#### 第 19 条 (変更)

加盟店は、本契約、規約、取扱細則、運用ガイドラインおよび仕様書が変更になることを予め承諾し、変更後の規約等についても遵守する旨約するものとします。変更となった場合、当社は加盟店に対して速やかに通知するものとします。

#### 第 20 条 (協議事項)

1. 通信・搬送手段の障害およびその他の事故により、本契約所定の方法による事務遂行が困難な場合には、加盟店および当社において協議してしかるべき処理方法を定めるものとします。
2. 天災、疫病の蔓延、その他、当社の責めに帰すことのできない不可抗力の事由により、本契約の履行ができない場合は、加盟店および当社において協議のうえ処理するものとします。

#### 第 21 条 (管轄)

加盟店と当社との間で紛議が生じた場合は、加盟店当社両者の信頼関係に基づき誠意をもってこの解決に向けて協議するものとします。やむを得ず訴訟を必要とする場合は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上

2017 年 2 月 9 日制定

2021 年 4 月 1 日改定

2024 年 9 月 17 日改定